

伊勢崎市指定介護予防支援事業所運営規定

令和 6 年 4 月 1 日

(事業の目的)

第 1 条 医療法人あづま会が設置する指定介護予防支援事業所（以下「事業所」という。）が行う介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員、管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業所の担当職員は、事業の実施に当たっては次の事項に努めるものとする。

- (1) 利用者が、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう配慮する。
- (2) 利用者の心身の状況やその置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目的を踏まえ、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。
- (3) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立を行う。
- (4) 関係市町村、他の地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設及び住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めるものとする。
- (5) 介護予防サービス・支援計画書（ケアマネジメント結果等記録表）の作成にあたって利用者は、複数の指定居宅サービス事業者等の紹

介を求めるこことや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等につき十分説明を行う。

- (6) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、担当職員に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
- (7) 指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 伊勢崎市地域包括支援センター東
- (2) 所在地 伊勢崎市三室町 4014-20

(職員の職種等)

第 4 条 事業所に勤務する者の職種及び員数は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 事業所の担当職員及び業務の管理を一元的に行うものとし、専らその職務に従事する常勤の職員を 1 名配置する。
- (2) 担当職員 指定介護予防の提供に当たるものとし、以下のいずれかの資格を有する者を、事業を円滑に実施するのに必要な員数として管理者が定める員数配置する。

- ア 保健師
- イ 介護支援専門員
- ウ 社会福祉士
- エ 経験のある看護師
- オ 高齢者保健福祉に関する相談業務に 3 年以上従事した社会福祉主事

- (3) 事務職員 必要な事務を行うものとして、1 名以上配置する。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、月曜日から金曜日までとする。ただし国民の祝日にする法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29

日から 1 月 3 日までを除く。

(2) 営業時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

(事業の提供方法及び内容)

第 6 条 指定介護予防支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談は、事業所内及び利用者の居宅その他必要と認められる場所において行うものとする。
- (2) 利用者及び家族との面接により、利用者を支援すべき総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定する。
- (3) サービス担当者会議等を通じ、目標を達成するために行うべき支援内容及び期間を定めた介護予防サービス計画を作成する。
- (4) 指定介護予防サービス事業者等からの報告及び利用者の継続的なアセスメントにより、計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画変更等を行う。
- (5) 計画に位置づけた期間が終了するときは、目標に照らした計画の達成状況について評価を行う。
- (6) その他必要な事項については、「伊勢崎市指定介護予防支援等の事業に係る基準等を定める条例」(平成 27 年 3 月 25 日条例第 14 号) 第 34 条から第 36 条までの規定に従って実施する。

(指定介護予防支援に係る利用料その他の費用の額)

第 7 条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスである時は、利用者からの利用料の支払は受けないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は、伊勢崎市東圏域とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 9 条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員への周知徹底を図る。

- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束の禁止)

第 10 条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得たうえで、その容態及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に関する事項)

第 11 条 感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催し、その結果について、担当職員への周知徹底を図る。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(ハラスメント対策の強化に関する事項)

第 12 条 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(業務継続計画の策定等に関する事項)

第 13 条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要

な研修及び訓練を定期的に実施する。

(2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(苦情処理)

第 14 条 事業所は、自ら提供した指定介護予防支援又は介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、苦情処理に対応する専任職員を置き、解決に向けて調査を実施するとともに、改善の措置を講じ、利用者及びその家族に説明するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 15 条 事業所は、担当職員の資質向上を図るための研修の機会を設けるものとする。

2 担当職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。業務から退いた後も同様とする。

3 事業所は、指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業所に委託することができる。この場合においては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう、業務の範囲や業務量について配慮する。

(委任)

第 16 条 この規定に定める事項のほか、運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。